

# 訴 状

2011年（平成23年）4月26日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 清水 勉

同 堀 敏明

同 増田 利昭

外

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金1,000万円

貼用印紙額 金5万円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、金1,000万円及び2009年12月11日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに1につき仮執行宣言を求める。

## 第2 請求の原因

## 1 当事者

### (1) 原告

原告は、2009年12月10日午後11時20分過ぎ頃から同月11日午前4時頃まで警視庁新宿警察署の警察官に痴漢の被疑者として扱われ、取調べを受けた故原田信助（2009年12月11日死亡）（以下「故原田」という。）の母親である。

### (2) 被告

被告は警視庁新宿警察署の警察官の行為について国家賠償法第1条第1項の責任を負う者である。

## 2 本件の概要

本件は、酔っ払った男子学生らに、突然、飛びかかれ、床に押しえつけられ、腹部を思いっきり蹴られ続けられるなどの暴行を受け、駆けつけた駅員らにもネクタイを床に着くほど引っ張られるなどの暴行を受け、身の危険を感じ必死の思いで110番通報して助けを求めた故原田を、警察官らが暴行傷害事件の被害者ではなく、痴漢事件の犯人と決めつけ、著しく違法な対応乃至捜査を行なったことについて、その人権侵害性を問うものである。

## 3 事件の経過

### (1) 故原田について

故原田は、2008年3月に早稲田大学商学部を卒業後、宇宙開発研究機構（JAXA）に入社し、2009年10月、女子美術大学（東京都杉並区和田1-49-8）の職員に転職した。

### (2) 突然の凄まじい暴行

2009年12月10日、新しい職場の歓迎会からの帰宅途中の故原田は、午後10時55分頃、新宿駅構内のホームへの階段を3、4段上がりかけたとき、突然、右腕を掴まれ、身体が宙に浮くような状態になり、階段下に仰向けに落とされた。続けて、面識のない男性ら（茶髪の男子学生）（以下「加害男性ら」という。）が故原田に馬乗りになり、「お前だろ、お前だろ」と言いながら、故原田の首元を何度か床に叩きつけた。加害男性らはさらに、うずくまっている故原田の腹部を思いっきり蹴り続け、周囲の通行人が止めるよう言っても、止めなかった。

駆けつけた駅員二人も、理由は不明であるが、加害男性らの暴行を止めるどころか、加害男性らと一緒にあって、故原田の襟首をもみくちやにしたり、何度も突き飛ばしたり、ネクタイを床に着くほど引っ張るなどの暴行を加えた（以上の暴行全体を、以下「本件暴行」という。）。

### **(3) 110番通報と警察官らの到着**

故原田は、本件暴行を受ける中、午後11時頃、警察に助けを求めるために110番通報した。

そして、午後11時15分前後頃、警察官3人が本件暴行事件の現場に来た。

### **(4) 交番での監禁**

#### **1 被害者として任意同行**

故原田は本件暴行により怪我をした（以下「本件暴行傷害事件」という。）。故原田は、警察官らに任意同行を求められ、自分が受けた被害について聞いてもらえるものと理解して、任意同行に応じることを同意し、午後11時20分頃までに、本件暴行傷害現場を立ち去り、新宿駅西口交番に歩いて行った。

#### **2 監禁**

しかし、交番内では、警察官は故原田に対しての被害者としての事情聴取を行わず、午後11時25分頃から翌日午前1時前頃まで交番内の奥の部屋に約1時

間半も監禁した。

### 3 帰宅希望を拒絶

故原田は帰宅を強く求めたが、警察官はこれを拒絶した。

### 4 架電希望を拒絶

故原田は自宅に電話をかけることを希望したが、警察官はこれも拒絶した。

## (5) 新宿署への任意同行

故原田は、痴漢事件の犯人ではなく、本件暴行傷害事件の被害者として、帰宅のための交通手段の確保と、電話を使わせてもらうために、パトカーで新宿署へ行った。

## (6) 痴漢事件の自称被害者の説明

### ① 痴漢事件の自称被害者が説明した被害内容

故原田の事情聴取に先行して行われていた、痴漢被害を自称する女子学生（以下「自称被害者」という。）の事情聴取では、痴漢行為の内容は、自称被害者が新宿駅構内の階段を降りているとき、上ってくる男性がすれ違いざまに、自称被害者の腹部をつまむような感じで触ったというもの（以下「本件接触行為」という。）であった。

### ② 犯罪構成要件を確認しなかった警察官ら

自称被害者の事情聴取をした警察官らは、本件接触行為が犯罪を構成するか、すなわち、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（以下「本件条例」という。）第5条第1項が禁止する行為（何人も、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。）に該当するか否かについて検討しなかった。

### ③ 行為態様の不自然さを確認しなかった警察官ら

自称被害者の事情聴取をした警察官らは、午後 11 時近くの新宿駅構内の階段の雑踏の中で、ホームの階段を降りてくる自称被害者の腹部を、階段を上がって行く男性がすれ違いざまにつまむような感じで触ることができるのかという事実関係について検討しなかった。

#### ④ 被害届の不提出

自称被害者の説明によっても、本件接触行為が曖昧な上に、犯罪該当性に疑問があるものであり、しかも、加害者の服装が故原田の服装とは異なるということであった。そのため、故原田を加害者とする自称被害者の供述調書は作成されず、自称被害者は被害届も提出しなかった。

### (7) 痴漢事件の被疑者としての取調べ

#### 1 被疑事実が曖昧なまま始まった痴漢事件の被疑者取調べ

自称被害者が説明する被害内容が曖昧であるにもかかわらず、警察官らは、午前 1 時頃から、故原田を本件条例第 5 条第 1 項違反事件の被疑者として取り調べ始めた。

#### 2 黙秘権の不告知

警察官らは、故原田を被疑者として取り調べるに際して、黙秘権の告知をしなかった。

#### 3 本件暴行傷害事件の被害者としての事情聴取を拒絶

他方、警察官らは、故原田の外見から明らかな本件暴行傷害事件（刑法第 204 条・第 208 条）について、故原田が繰り返し被害者としての事情聴取を求めたにもかかわらず、これを拒絶し、故原田を被害者とする事情聴取を行わなかった。

#### 4 監視カメラによる確認の不存在

新宿駅構内には通行人の行動を監視する監視カメラが多数設置されている。上記のとおり、自称被害者が説明する被害内容が曖昧だったことに照らすならば、警察官らは、JR 東日本の協力を得て、監視カメラの映像を提供してもらい、これを

確認することによって、本件接触行為の有無態様、故原田が痴漢行為を行ったか否かについて、確認することが容易にできた。

しかし、警察官らは、故原田に対する取調べに先立って、上記監視カメラの映像を確認しなかったばかりか、取調べと並行して（取調べで故原田は本件接触行為及び痴漢行為を明確に否認している）確認することもしなかった。

#### 5 身体検査

新宿署に到着すると、すぐに、警察官らは、故原田に対して、ポケットの中身の提示と、故原田の身体を服の上から触ることの了承を求めた。本件暴行傷害事件の被害者として新宿署に来た故原田は、一旦はこの求めを断わったが、警察官らから、警察署に入る全ての者について行うことであり、本件暴行傷害事件の加害者側も同じことをされているという説明を受けて、これに応じた。

#### 6 所持品検査

続けて、警察官らは、故原田が所持していた鞆の中身の提示を求め、故原田はこれに応じた。

#### 7 架電希望を拒絶

故原田が自宅に電話をかけることを希望したのに、警察官らはこれを拒絶した。

#### 8 黙秘権の不告知

警察官は、故原田に対して、故原田を痴漢事件の被疑者として取り調べるに先立って、黙秘権の告知をしなかった。

#### 9 帰宅希望を拒絶

取調べ中、故原田は直ちに帰宅したい旨を幾度も告げたが、警察官らはこれを認めなかった。

#### 10 虚偽事実による自白の誘導

警察官は、「女性があなたと覚えていまして」「顔を見て、あなたとすれ違ったときにお腹を触られたと」「女性が言うには、お腹のところをつまむように触られたということ、あなたのこの服装をずっと覚えていた」などと虚偽の説明をして、

故原田に虚偽の自白をさせようとした。

#### 11 指紋の強要

故原田の供述調書の作成に際して、警察官は一方的に「左人差し指」の指紋押捺を求め、故原田が印鑑を所持していることを明らかにして、「判こじゃ駄目なんですか」と言っても、これを聞き入れず、「左人差し指」の指紋押捺を強要した。

#### 12 全身の写真撮影

警察官は、「今日の服装の写真を撮る」という一方的に言い、故原田が拒んでいるにもかかわらず、何のためか説明せずに、ボロボロになった服装のまま、顔も髪の毛も暴行されたときのままの故原田の全身の写真撮影した。

#### 13 双方暴行を断定

警察官は、本件暴行傷害事件について、故原田について正当防衛（刑法第36条第1項）が成立するか否かについて全く事実確認をしないまま、「後日、双方暴行として取り扱う」と結論づけて、その旨を故原田に告げ、故原田に対し出頭確認書に署名させた。

### (8) 解放

12月11日午前4時頃、痴漢事件の取調べが終了した。警察官は憔悴し切った故原田に対し、「署内の長椅子で仮眠をとるよう」言い、「目が覚めたら帰ってけっこうですから」と言った。故原田は署内の長椅子で仮眠をとり、同日午前5時40分頃、目を覚まし、トイレでアザだらけの顔を幾度も洗った。

午前5時45分頃、故原田は新宿署を出た。

新宿駅に着いた故原田は、完全に精神状態に異常を来たし、自殺するしかないと思いつめて、駅のコインロッカーに鞆（部屋の鍵も入っていた）を入れ、改札を通過し、中央線ホームに上がり、東京駅方面の電車に乗った。自宅（北区西ヶ原三丁目33番17号）の方向とは全く異なる。勤務先の女子美術大学の方向とも全く異なる。東京駅で降りると、地下通路を大手町駅まで歩き、東西線の電車に乗って、

出身大学である早稲田大学の最寄駅である早稲田駅で降車した。

午前6時40分頃、故原田は、地下鉄東西線の早稲田駅のホームから線路に飛び込み、ホームに入ってくる電車に轢かれ、死亡した。

#### (9) 痴漢事件に関する事件送致

2010年1月29日、新宿署は、被害届もなく、故原田を犯人とする自称被害者の供述調書もなく、故原田の自白調書もないまま、故原田を本件条例第5条第1項違反で、東京地方検察庁に書類送検した。

その後、同年3月31日までに、東京地検は、上記事件を、被疑者死亡で不起訴とした。

### 4 警察官らの不法行為

警察官らの下記行為は故意又は過失による違法行為である。

#### (1) 故原田の110番通報について事情聴取をしない警察官ら

110番通報は犯罪捜査の端緒である。警察に110番通報したのは故原田であった。通行人と駅員らによる集団暴行という重大な暴行傷害事件であり、故原田が傷害を受けていることは外見から明らかだったのであるから、警察官としては故原田について先行して事情聴取をすべきであった。

しかるに、警察官らは、故原田に対して、110番通報に関する事情聴取を行わなかった。110番通報の対応として違法である。

#### (2) 110番通報者である故原田の監禁

警察官らは、故原田の言い分を聞こうとしないどころか、交番の奥の部屋に故原田を閉じ込め、約1時間半も監禁した。故原田の意思に反して、故原田を交番の奥の部屋に監禁したことは、刑法第194条の特別公務員職権乱用罪に該当するものであり、明らかに違法である。



### (3) 故原田を被疑者とする本件条例第5条第1項違反事件の不存在

#### ① 自称被害者が説明する本件接触行為（痴漢行為）の内容

自称被害者が説明する本件接触行為（痴漢行為）の内容は、自称被害者が新宿駅構内の階段を降りているとき、階段を上ってくる男性がすれ違いざまに、自称被害者の腹部をつまむような感じで触ったというものであった。

前記のとおり、このような接触行為が可能なのかがそもそも疑問である。仮にあったとしても、かかる本件接触行為は、本件条例第5条第1項（「何人も、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しくしゆう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。」）に該当しない。

#### ② 人違い

しかも、自称被害者は、警察に対して、加害者の服装と故原田の服装が異なると説明している。仮に、自称被害者が本件接触行為を受けたとしても、それは故原田の行為ではなく、故原田とは別の第三者の行為であったということなのである。したがって、そもそも本件痴漢事件の捜査の初めから、自称被害者は故原田が加害者ではないと警察官らに説明していたのであり、自称被害者からかかる説明を受けた警察官らも故原田が本件痴漢事件を犯していないことを十分に認識していたのである。

#### ③ 小括

以上のとおり、自称被害者からの説明を聞いて、故原田を被疑者とする本件条例第5条第1項違反事件はおおよそ存在しないことが明らかになっていたのであるから、警察官らとしては、上記事件について故原田を被疑者とする捜査を始めるべきではなかった（刑訴法第189条第2項参照）。

したがって、故原田を被疑者とする上記事件に関する捜査はすべて違法である。

### (4) 自称被害者による本件条例違反事件（痴漢事件）の被害届の不提出

しかも、これまで繰り返し述べてきたように、自称被害者は、その事情聴取に

において、本件接触行為の加害者の服装は故原田の服装と異なると説明しており、故原田が本件接触行為（仮にあったとしても）と無関係であることが、警察官らにも明らかになっていた。自称被害者は供述調書も作成せず、被害届も提出していない。

以上のとおり、故原田が本件接触行為の被疑者ではないことが、警察官らにも明らかになったのであるから、警察官らが、本件接触行為について故原田を被疑者として取り調べ続けたことの違法性は明らかである。

#### **（５）黙秘権の不告知**

警察官らは、故原田を本件条例違反事件（痴漢事件）の被疑者として取り調べたのであるから、取調べに先立って、故原田に対して、被疑事実を明確にしたうえで黙秘権の告知をしなければならない（刑訴法第198条第2項）。ところが、警察官らは、本件条例違反事件（痴漢事件）に関する被疑事実も述べず、黙秘権の告知もしなかった。

このような取調べの違法性は明らかである。

#### **（６）帰宅や電話連絡の妨害**

任意捜査と言えるためには、捜査を拒絶して帰ることが自由にできなければならないし、電話も自由にできなければならない（刑訴法第198条第1項但し書）。ところが、警察官らは故原田が帰宅したいと繰り返し言ってもこれを認めなかった。

また、突然、被疑者にされた者が逮捕のされていない段階で警察の事情聴取のために帰宅が遅くなることを家族に伝えることができるのは当然のことである。逮捕もされていない故原田は、自宅に電話をかけることを希望したが、警察官らはこれを認めなかった。

仮に被疑者に対するものであったとしても、逮捕もされていない任意捜査の段階で、帰宅を認めず電話もかけさせないという行為自体違法である。故原田が被疑者ですらないことは、前記のとおり警察官らも熟知していた。かかる警察官らの帰

宅を認めず電話もかけさせないという被疑者ですらない故原田に対する行為は、刑法第194条の特別公務員職権乱用罪に該当するものであり、その違法性は重大である。

#### **(7) 監視カメラ映像の無視**

前記のとおり、自称被害者が説明する本件接触行為は曖昧であった。したがって、警察官らは直ちに新宿駅構内に設置されている監視カメラの映像を確認すべきであった。しかるに、警察官らは監視カメラの映像確認を行なわなかったのである。警察官らは、故原田が監視カメラの映像確認を求めてもこれを無視し、新宿駅に協力を求めて監視カメラの映像を確認することなど一切せず、故原田が一貫して本件接触行為を否認することに対し、ひたすら、「やったんだろう。」と繰り返すだけであった。

監視カメラの映像という容易に確認できる客観的な証拠を無視し、本件接触行為を否認する故原田に対し、自白を迫る捜査の違法性は明らかである。

#### **(8) 虚偽事実による自白の誘導**

取調べ警察官は、「女性があなたと覚えていまして」「顔を見て、あなたとすれ違ったときにお腹を触られたと」「女性が言うには、お腹のところをつまむように触られたということ、あなたのこの服装をずっと覚えていた」などと虚偽の説明をして、故原田に虚偽の自白をさせようとしたことは、違法である。

#### **(9) 印鑑による押印の拒絶**

任意の取調べで作成された供述調書について、被疑者が押印するかどうかは自由である（刑訴法第198条第5項但し書）。任意に押印する場合においても、法が求めているのは「押印」であり（同項本文）、印鑑による押印で差し支えない。

ところが、警察官らは、故原田がその供述調書について印鑑による押印を求め

たにもかかわらず、これを拒絶して「左人差し指」の指紋押捺を強要した。その違法性は明らかである。

#### **(10) 全身写真の撮影**

警察官らが故原田を被害者とする本件暴行傷害事件の証拠として故原田の身体の写真撮影しようとするのであれば、警察官らは当然、その旨を説明し、故原田が受傷した部分を露出させて、該当箇所を何枚も撮影し、それがどのような状況でできたか、だれのどのような行為によるものかなどを、故原田にわかる範囲内で確認したはずである。

しかるに、実際に警察官らが行なったのは、服を着て立っているだけの、たった1枚の全身写真の撮影だけであり、そのような写真を撮影する理由も明らかにしなかった。これはおよそ適法な捜査とは言えない、騙し討ち的な違法な肖像権の侵害である。

#### **(11) 本件暴行傷害事件に関する双方暴行としての取扱い**

一方的に暴行を受けた者が自分に対する被害を回避するために抵抗した場合、正当防衛（刑法第36条第1項）として違法性が阻却される。ところが、警察官らは、本件暴行傷害事件について「双方暴行として処理する」と故原田に明言し、故原田の正当防衛の主張を無視し、全く考慮するところがなかった。明らかな決めつけ捜査であり、その違法性は明らかである。

#### **(12) 存在しない本件条例違反事件（痴漢事件）の送検**

自称被害者が説明する本件接触行為の内容が曖昧で、仮にあったとしてもそれが本件条例に違反するものではないことが明らかであり、また、自称被害者自身、故原田が本件接触行為をしていないと明言しており（自称被害者は被害届も出していない）、捜査の端緒の時点で、すでに少なくとも故原田については、犯罪が成立し

ないことが明らかになっていたのであるから、新宿署警察官らは、自称被害者の事情聴取を始めて間もなく、本件接触行為の行為者が故原田でないことを知っていた。したがって、警察官らは、故原田に対して、同人を被疑者とする本件条例違反事件（痴漢事件）の事情聴取を開始するべきではなかったのである。

それを、警察官らは正反対の行動に出た。警察官らは、自称被害者の説明していない虚偽内容を故原田に伝え、故原田に錯覚させ、虚偽の自白をさせようとしたのである。このような捜査はおよそ適法性を欠くものであり、およそ地検に事件といて送検できる内容ではなかった。

ところが、新宿署は、故原田の死亡を奇貨として、同人に関する本件条例違反事件（痴漢事件）の被疑事実があたかも存在するかのごとく装って、東京地検に書類送検した。その違法性は明らかである。

新宿署がかかる違法な事件処理をしたのは、東京地検に書類送検をすれば、「被疑者死亡」を理由として本件条例違反事件（痴漢事件）が不起訴処分となり、本件条例違反事件（痴漢事件）の記録は「不起訴」を理由に公開されず、その真相は闇に葬られることになるからである。そして、故原田に対する本件条例違反事件（痴漢事件）及び本件暴行傷害事件に関する新宿署警察官らの違法行為も、駅員らの暴行も隠蔽し闇に葬ることができるからである。

## 5 故原田の損害

一般の人々にとって、警察官は困った人を助けてくれる、正しい言い分はちゃんと聞いてくれる職業の人だと思われている存在である。故原田にとっても警察はそのような存在だった。だからこそ、故原田は警察官に助けを求めべく110番通報をしたのである。

ところが、現実の警察官が故原田に対して行なったことは、3に説明したように、きわめて悪質かつ重大な違法行為の連続であった。

このような対応をされた故原田は、完全に精神状態に異常を来たし、自殺する

しかないと思いつめて、自分の出身大学である早稲田大学の最寄駅まで来たところで、自殺したとしか考えられない。その精神的苦痛はきわめて重大であり、その精神的苦痛を金銭に見積もると少なくとも1,000万円を下らない。

## 6 遺族（原告）の損害

### (1) 第5項記載の故原田の損害賠償請求権の相続

故原田は、2009年12月11日に死亡した。

故原田の相続人は、両親である原告と父親である。

原告は、第5項記載の故原田の損害賠償請求権の2分の1（500万円）を相続した。

### (2) 遺族（原告）固有の損害

死亡した故原田について、新宿署が本件条例違反事件（痴漢事件）で書類送検したということは、上記のとおり、捜査機関である新宿署が、故原田が本件条例違反事件（痴漢事件）を犯したと判断したということである。しかしながら、前記のとおり、自称被害者が説明する本件接触行為の内容が曖昧で、仮にあったとしてもそれが本件条例に違反するものではないことが明らかであり、また、自称被害者自身、故原田が本件接触行為をしていないと明言しているのであるから（自称被害者は被害届も出していない）、新宿署警察官らは、本件接触行為が少なくとも故原田に関しては犯罪を構成しないことを、自称被害者の事情聴取を開始して間もなく認識するに至ったのである。したがって、故原田に事実確認をするまでもなく、故原田が本件接触行為（が仮にあったとしても）と無関係であることがわかったのである。したがって、故原田について、新宿署が本件条例違反事件（痴漢事件）で書類送検したことの誤りは明白である。

その後、東京地検は故原田を本件条例違反事件（痴漢事件）につき不起訴にしたが、故原田の遺族である原告からの度重なる問い合わせに対して、回答を拒み続

け、今年3月31日、「被疑者死亡」を理由とする不起訴処分であったことを回答した。

上記のとおり、本件条例違反事件（痴漢事件）の検察官に対する送致の違法性はあきらかである。その結果、故原田の母である原告は、故原田が本件条例違反事件（痴漢事件）の被疑者として書類送検されてしまったという、社会的に極めて不名誉で耐えがたい状態に追い込まれている。しかもかかる状態を是正する手段は、本件訴訟以外に存在しないのである。

故原田の母である原告が被ったかかる精神的苦痛は甚大であり、その精神的苦痛はおよそ金銭に評価できるものではないが、あえてその精神的苦痛を金銭に評価するならば、その精神的苦痛は少なくとも500万円を下るものではない。

## 7 結論

よって、原告は、被告に対し、請求の趣旨記載のとおり、国家賠償法第1条第1項にもとづき、金1000万円（内500万円は故原田の被告に対する損害賠償金の相続分、その余の500万円は原告固有の損害）及びこれに対する2009年12月11日から支払済みに至るまで民事法定利率年5分の割合による金員を支払え、との判決を求めるものである。

以上